

## 財団法人日本ハンドボール協会懲罰規程

### (目的)

第1条 ハンドボールの正しい発展のために各種の懲罰を定める。

### (懲罰委員会)

第2条 財団法人日本ハンドボール協会（以下、「本協会」という）に懲罰委員会を置く。

- 2 懲罰委員会は、会長の諮問機関として、ハンドボール関係者の違反行為並びに提訴された諸問題に対して、調査、検討し、理事会提出の原案を作成する。
- 3 懲罰に関する決定は理事会が行う。

### (委員)

第3条 懲罰委員会の委員はその必要に応じて会長が任命する。

### (組織に対する違反)

第4条 組織（下部組織を含む）において、脱退、除名、その他違反行為による離脱の場合は、本協会組織内のいかなる組織からも除外される。離脱者がその組織に復帰を認められた場合は、その限りではない。

### (登録に関する違反)

第5条 登録に関する違反があった場合には、懲罰する。懲罰の対象は当事者及びチームの責任者とする。

### (棄権及び重複登録について)

第6条 本協会主催・共催の大会に一旦申し込み、抽せん後の棄権は認めない。棄権したチームを懲罰する。

- 2 上記チームの推薦母体の責任者（本協会担当理事、ブロック理事、加盟団体責任者、各都道府県責任者等）については別に懲罰する。
- 3 懲罰委員会において審議した結果、やむを得ないと判断された場合はこの限りでない。
- 4 同一大会（予選を含む）における二重登録または二重出場が発覚した場合には、調査の上懲罰する。その際、チームの責任者も懲罰する。

### (審判員に対する違反)

第7条 審判員に対して、個人または団体がスポーツマンシップに反する行為をしたときは懲罰する。

### (審判員の違反)

第8条 本協会公認審判員規程第20条第2項及び第3項に違反した場合は、その資格を剥奪し懲罰する。

### (懲罰の内容、期間)

第9条 違反行為者並びに団体に対する懲罰の内容、期間は、違反行為の内容により訓告、戒告、解職、特定の試合数の出場停止、特定の期間の試合の出場停止、試合の永久出場停止、公的職務の就業禁止、罰金の付加等の罰則を適用する。なお、これ

- らの罰則は組み合わせることもできる。
- 2 但し、その後の状況に応じて罰則の軽減をすることができる。

(大会の罰則)

第10条 大会に裁定委員会を置く。

- 2 大会に関する違反行為並びに提訴された諸問題は、裁定委員会で審議する。
- 3 各大会の裁定委員会での審議結果は、審議内容を含めた報告書とともに、本協会懲罰委員会に報告する。

(競技規則による試合の出場停止)

第11条 大会の裁定委員会は競技規則に示されている違反により、特定の試合数の出場停止、特定の期間の試合の出場停止等の罰則を適用することができる。

(補足)

第12条 第3条から前条に定めるほか、提訴、検討、調査などによって適時罰則を適用することができる。

- 2 この決定に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

(細部の規定)

第13条 各加盟団体は本規程が定める範囲内で細部を規定することができる。

(附 則) この規程は、昭和58年4月1日より施行する。  
この規程は、平成7年6月10日より一部改正する。  
この規程は、平成11年2月6日より一部改正する。  
この規程は、平成17年11月12日より一部改正する。